

岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報の提供等に関する事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、岡山県（知事から、がん登録等の推進に関する法律（以下、「法」という。）第24条第1項の規定に基づき権限及び事務の委任を受けた者を含む。以下、同じ。）が、法に基づき行う都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する事務処理において必要な事項並びに利用者等が、法に基づく情報を適切かつ安全に利用するための手続き及び遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（事務処理において必要な事項等）

第2条 法に基づき行う都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する事務処理において必要な事項並びに利用者等が、法に基づく情報を適切かつ安全に利用するための手続き及び遵守すべき事項については、法、同法施行令、同法施行規則に定めるもののほか、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」に定める例による。

（読み替え）

第3条 前条の場合において、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」及び「全国がん登録 情報の利用マニュアル」の規定中、都道府県とあるのは、各都道府県を示すために用いられているものを除き、「岡山県」と読み替える。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（要領等の廃止）

2 「岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報の提供に関する事務処理要領」及び「岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報利用規約」は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の施行の際、現に使用されている「岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報の提供に関する事務処理要領」及び「岡山県がん情報及び匿名化が行われた岡山県がん情報利用規約」に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。